

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所  
統括原子力運転検査官 栗崎 博

### 平成30年度保安検査実施方針について

原子燃料工業株式会社東海事業所に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

#### 記

#### 1. 基本検査で実施する保安検査の内容

##### ①保守管理等の実施状況に係る検査

原子燃料工業株式会社東海事業所として、平成29年度における複数の不具合事象発生を踏まえ、設計の考え方を盛り込み、また経年変化を前提とした保守管理の仕組みを構築することを主旨として対応を進めていることから、これらの状況について確認する。

##### ②異常事象等発生時の措置に係る検査

異常事象等が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていることを確認する。加えて異常事象発生時に社内通報の遅れが発生したことを踏まえ、この原因対策として所内規程間の記載共通化といった対応を進めていることから、これらの状況について確認する。

##### ③改善活動の取組状況に係る検査

事業者において実施している不適合管理に関し、適切な原因究明及び再発防止策が実施されていること、他の施設で得られた知見について自らの施設に適用すべきものは確実に予防処置として対応していること、さらに処置の有効性評価を実施するといった継続的な改善活動の取組状況について確認する。

##### ④外部事象等に対する体制の整備状況に係る検査

外部事象発生に対する事業者の体制、要因の教育・訓練、関連マニュアル類の整備等、事業者の取組状況について確認する。

#### 2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当無し

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期：5月中旬～6月上旬（4日間）
- (2) 第2四半期：8月下旬～9月上旬（4日間）
- (3) 第3四半期：11月中旬～12月中旬（4日間）
- (4) 第4四半期：2月中旬～3月中旬（4日間）